

議案第 53 号

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例及び札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 24 年条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第 7 号中「又は水道環境」を削る。

(2) 第 4 条第 1 項第 2 号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同項第 3 号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

（札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正）

第 2 条 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）

の一部を次のように改正する。

第37条の2第6号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「(専門職大学前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第1条の規定による改正後の札幌市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例第3条第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

#### (理 由)

学校教育法等の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者等及び一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件の一つである短期大学を卒業した者に専門職大学の前期課程を修了した者を含める等のため、本案を提出する。